

日本郵船株式会社 奴隷労働及び人身売買に関する宣明書 2019/20 (仮訳)

この声明は、日本郵船株式会社（以下、日本郵船）並びにその子会社である NYK Group Europe Limited（以下 NGE）及び NYK Energy Transport (Atlantic) Limited（まとめて「当社」）が、英国の 2015 年現代奴隷法（「現代奴隷法」）第 54 条に基づく現代奴隷労働に関する声明の作成義務のため、2020 年 3 月 31 日までの会計年度（2019 年度）における当社の奴隷労働及び人身売買に関する声明として作成したものです。以下では、当社のグループ会社を「日本郵船グループ」と呼びます。

本声明では、2019 年度に当社が実施した人権に対する取り組みを総括し報告するものです。

日本郵船グループの組織と事業内容

日本郵船グループは、130 年以上前に日本で設立された、グローバルな総合物流企業グループです。日本郵船グループは、海・陸・空にまたがるグローバルな輸送ネットワークを通じて、人々の生活を支えるとともに、個々の貨物を運び、社会の繁栄に貢献しています。

当社の奴隷労働及び人身売買に関する方針

当社は、当社のサプライチェーンを含むいかなる業務において非人道的な労働や強制労働の根絶を目指しています。当社の人権の尊重に関する基本方針は、「日本郵船グループ行動憲章」に明記されています。

日本郵船グループ企業行動憲章

日本郵船グループは、日々の業務において「日本郵船グループ企業行動憲章」に則って行動しています。「日本郵船グループ企業行動憲章」では、「諸法令の遵守と人権の尊重」の項目の下、「企業は社会の一員であることを自覚し、正義と公正を旨として、各国の法令の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、地域の善良な文化や習慣、ステークホルダーの関心に配慮し、善良なる社会倫理規範にもとることのない企業活動を遂行します。」と規定しています。

日本郵船行動規準

日本郵船は全従業員・役員を対象に、業務執行にあたり、社会規範に則った責任ある行動をとるための規範となる行動規準を定めています。この行動規準には、人権と多様な文化の尊重についての記載もあります。

日本郵船グループ企業行動憲章及び日本郵船行動規準の詳細は日本郵船のホームページに掲載しています。

<https://www.nyk.com/profile/credo/>

https://www.nyk.com/profile/pdf/code_of_coduct.pdf

国連グローバル・コンパクト

日本郵船グループは、グローバルな総合物流企業として、安全・確実な輸送を通じ、世界中の人々の生活を支えることを基本理念としています。

日本郵船は、2006年に国連グローバル・コンパクト（以下 UNGC）に署名し、日本郵船のグループ会社とともにその10原則を支持しています。UNGCは参加組織に対し、毎年10原則の実現に向けた実際の活動報告を義務付けており、日本郵船は2019年12月に詳細の報告を行い、その内容はUNGCのウェブサイトにCommunication on Progressとして掲載され、Advanced Levelと評価されています。

[UN Global Compact - NYKK communication on progress](#)

2006年海上労働条約（以下 MLC2006）

日本郵船グループは、船員の基本的な権利と理念を定めたMLC2006を完全に遵守しており、以下の点を含む船員の労働や生活環境に関して対応しています。

- 結社の自由と団体交渉権を実効あるものとする
- あらゆる形態の強制労働の排除
- 実効力のある児童労働の廃止及び
- 雇用と職制に関する差別の撤廃

事業における奴隷労働や人身売買に関するデュー・ディリジェンス

当社は、年2回開催されるリスク管理委員会において、定期的なリスクの洗い出しと評価を行っています。その中で、人権問題をリスクとして認識し、経営への影響と頻度で分類したリスクマップを作成の上、現状のリスク度合いや潜在リスクの所在等の把握を行っています。

さらに、日本郵船の社内に設置されたグローバル・コンパクト推進委員会では、日本郵船グループの人権問題を把握のため、以下の取り組みを推進しています。

- 国内外のグループ会社に対し、毎年HRサーベイを実施し、定期的にUNGCの各分野への遵守状況や日本郵船グループのサプライチェーンにおいて強制労働や児童労働の無いことを確認しています。
- 毎年世界中の日本郵船グループの従業員向けに実施されるCSRのe-Learningプログラムを通じて、受講者はビジネスパートナーや調達先との取引における人権リスクへの認識を深めています。

日本郵船は、2014年以来毎年、非営利団体のコー円卓会議日本委員会の主催するステークホルダー・エンゲージメント・プログラム（人権デュー・ディリジェンス・ワークショップ）に参加しています。この活動から得られた知識を日本郵船の人権活動や人権デュー・ディリジェンスに

活用しています。また 2019 年 10 月には、東京にて開催された「ビジネスと人権に関する国際会議」に参加しています。

従業員のための通報・相談窓口

日本郵船では、人権、差別、ハラスメント、不正、不道德、非合法又は不適當な行為に関する、全グループの従業員のための部外秘の通報・相談窓口を設置しています。この窓口設置により、様々な問題を早期発見、解決し、是正が図れる体制となっています。

主な第三者業務委託先へのデュー・ディリジェンス

NGE のコンプライアンス部門は、2019 年度に調達先及びサプライチェーンにおいて、人権に関して潜在的な会社へのリスク軽減強化のために、以下を実施しました。

- ビジネス管理のためのアンケート

2019 年を通して、NGE はビジネス管理のためアンケートを広く実施してきました。このアンケートは、人権や現代奴隷に関する項目が含まれており、今では、NGE のロールオン／ロールオフ（以下 RORO、つまり自動車船）部門、LNG 船舶管理部門、IT 部門での調達先を選定するプロセスの一つとなっています。

- 社会的制裁確認方策

NGE は、ダウ・ジョーンズが提供する評価ツールを用い、新規もしくは既存ビジネスで関わる第三者をスクリーニングする方策を実施しました。このツールは、400 を超える情報元よりリアルタイムでの社会的制裁を確認することができ、現代奴隷などの人権に関する項目で①社会的制裁②ネガティブなメディア報道の対象となった企業体や個人が抽出されるものとなっています。

取引先への当社方針の展開

取引先に対する CSR ガイドライン

日本郵船グループは、グローバルな総合物流を展開する企業として、多くのステークホルダーの皆様を支えられ、安全・確実な輸送を通じて、お客様のサプライチェーンの一翼を担っています。サプライチェーンにおける法令遵守、公正な取引、信頼構築、安全・安心、環境、人権、労働、腐敗防止に関する課題を把握し解決を図るため、「取引先に対する CSR ガイドライン」を策定しています。2020 年 3 月には最新の社会課題に取り組むべく、本ガイドラインを改訂しています。

日本郵船の「取引先に対する CSR ガイドライン」全文は日本郵船のホームページに掲載しています。

<https://www.nyk.com/csr/vision/guide/>

奴隷労働と人身売買撲滅への実効性

引き続き当社では奴隷労働及び人身売買の撲滅を目指し、2020年度も対応を進めていきます。

NGE のコンプライアンス部門は、本年度に向けてデュー・ディリジェンスのプロセスを強化するため以下を計画しています。

- 地域内のグループ会社に向けて業務遂行のためのアンケート及び社会的制裁確認方策を展開。
- 取引先と新規契約を交わす際追加する現代奴隷や人権問題に関する雛形の条項を準備。

研修

サプライチェーンとビジネスにおける現代奴隷労働と人身売買に関する理解を深めるため、日本郵船及びグループ会社の取締役や従業員を対象にした研修において、差別、ハラスメント、人権に関する世界のトレンド等の幅広い人権課題について講義しています。

さらに、日本郵船では、毎年12月の人権週間には社内啓発を行っており、2019年12月には「ビジネスと人権」と「職場での人権」を主なテーマに啓発を行いました。

2020年度もさらなる研修を実施します。

本宣明書は、日本郵船株式会社並びにその子会社である **NYK Group Europe Limited** 及び **NYK Energy Transport (Atlantic) Limited** の取締役会において承認されました。

日本郵船株式会社

取締役・常務執行委員 チーフコンプライアンスオフィサー

日暮 豊

2020年8月

NYK Group Europe Limited

プレジデント チーフエグゼクティブオフィサー

Svein Steimler

2020年8月

NYK Energy Transport (Atlantic) Limited

マネージング・ダイレクター

日高 努

2020年8月